

知 っておきたい 国保の ポイント

こんなときは**14日以内**に届け出を！

平成28年1月から、国民健康保険の手続きにマイナンバー（個人番号）が必要になりました

手続きの際には、異動がある方全員の個人番号がわかるもの（個人番号カードまたは通知カードと写真入りの身分証明書）が必要となります。

		手続きに必要なもの			
		個人番号	保険証	印鑑	その他必要書類等
国保に加入	他の市町村から転入してきたとき	○		○	転入手続き後に加入手続きをしてください
	職場の健康保険を脱退したとき	○		○	職場の健康保険を脱退した証明書をご持参ください
	家族の健康保険の被扶養者資格を喪失したとき	○		○	被扶養者の資格を喪失した証明書をご持参ください
	子どもが生まれたとき	○		○	保護者の保険証をご持参ください
	生活保護を受けなくなったとき	○		○	保護廃止決定通知書
国保を脱退	他の市町村に転出するとき	○	○	○	
	職場の健康保険に加入したとき	○	○	○	両方の保険証（国保と加入した健康保険）が必要です
	家族の健康保険の被扶養者になった時	○	○		
	国保の被保険者が死亡したとき	○	○		
	生活保護を受けるようになったとき	○	○	○	保護開始決定通知書
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき、世帯構成に変更があったとき	○	○	○	
	修学のため、他の市町村に住所を移したとき	○	○	○	在学（園）証明書
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	○		○	本人であることを証明するもの（使えなくなった保険証、運転免許証など）

国民健康保険は、いざという時の病気やけがに備えて加入者がお金を出し合い、必要な医療費にあてる助け合いの制度です。国保に加入するとき、やめるとき、また家族に異動があったときなどは、必ず届け出をしてください。

加入の届け出が遅れると…

加入資格が発生した時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、**その間の医療費は一旦全額自己負担となります。**

●1月に資格が発生して、届け出を7月に行った場合



脱退の届け出が遅れると…

- 届出がされるまでの間、国保税が請求されます。（届出後に清算することになります。）
- 資格喪失日以降に国保の保険証を使用して診療を受けた場合、国保で受診した分の医療費を返納していただくことになります。

問合せ 保険課 国保年金グループ ☎029-288-3111（内線142）